二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（事業登録機関の帳簿）

第二十六条　法第三十三条の十六第八項の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　特別国際種事業者の登録の申請を受けた年月日

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

五　登録の申請の際現に占有している譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の重量及び主な特徴

六　特別国際種事業者の登録の申請書に添付した登録票の写しに係る番号

七　登録又は登録の拒否の別

八　特別国際種事業者の登録の拒否をした場合には、その理由

九　特別国際種事業者の登録をした場合には、登録の年月日及び登録番号

（事業登録関係事務の休廃止の許可の申請）

第二十七条　事業登録機関は、法第三十三条の十六第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする事業登録関係事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（事業登録関係事務の引継ぎ等）

第二十八条　事業登録機関は、環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の二十二において準用する法第二十四条第十項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、法第三十三条の十六第九項の許可を受けて事業登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　事業登録関係事務を環境大臣及び経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　事業登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣及び経済産業大臣に引き継ぐこと。

三　その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める事項

（特別国際種事業者の登録に関する手数料の納付）

第二十九条　法第三十三条の二十一に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては第十一条の申請書に、当該申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、事業登録機関に納付する場合にあっては法第三十三条の十六第五項の事業登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）